わたしのね~きん



年収の壁と社会保険への加入 Point 年収の壁って何? 社会保険に加入すると何が変わるの?



令和5年10月に『年収の壁・支援強化パッケージ』が発表されてから、年収の壁が話 題になっています。「年収の壁」とは、パートタイマーやアルバイトで働く際に、社会保 険料や税金の負担が生じる年収のボーダーラインのことです。この年収の壁を超える と社会保険料や税金を負担することになり、手取り収入が減るため、就業調整(労働 時間を制限)をする人もいらっしゃいます。今回は、年収の壁と社会保険加入につい てご説明しましょう。

106万円の壁とは

「106万円の壁」とは、社会保険(厚生年金保険・健康保険) の適用拡大に伴い、被保険者となる加入条件の年収の基準のこ とをいいます。パートタイマーのような労働時間の短い人で あっても、厚生年金保険の被保険者数が101人(令和6年10月 からは51人)以上の企業等で、右表の①~④のすべてに該当す る場合、社会保険に加入することが義務付けられています。年 収が106万円以上あり、かつ、社会保険の加入条件に当てはま る人は、社会保険に加入し、保険料を負担することになります。

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上
- ②2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- ③月額賃金が8.8万円(年収106万円) 以上
- ④学生(夜間学生は対象)ではないこ ے

130万円の壁とは

「130万円の壁」とは、社会保険の「被扶養者」となる収入の基準のことをいいます。健康保険の被扶養 者に該当する条件は、原則として日本国内に住所があり、かつ、被保険者により主として生計を維持されて いることとなります。加えて、次の(a)と(b)の両方に該当する必要があります。(a)年収が130万円(60歳以 上の人および障害者は180万円)未満で、同居の場合は収入が被保険者の収入の半分未満であること。別居 の場合は、収入が被保険者からの仕送り額未満であること。(b)対象となる家族に該当すること(配偶者や子、 孫、兄弟姉妹など)です。なお、65歳未満で厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満 の人の場合には、国民年金の第3号被保険者になることができます。

2つの基準の違いを知ろう

「106万円の壁」と「130万円の壁」は、それぞれ収入の基準を超えた場合、社会保険の被扶養者から外れ、 自分で社会保険料を負担するという点は一緒です。2つの基準の違いは、自ら被保険者になることで保険給 付の拡充があるかどうかです。「106万円の壁」の場合、勤務先の健康保険と厚生年金保険に加入することで、 健康保険の保険給付(傷病手当金や出産手当金など)を受けられる、厚生年金保険に加入することで将来の 年金額が増加する(老齢厚生年金)など保険給付が手厚くなります。一方、「130万円の壁」の場合、市区 町村の国民健康保険と国民年金(60歳になるまで)に加入することになります。社会保険料を負担するこ とになりますが、健康保険の保険給付や将来の年金額などは、被扶養者のときとほぼ変わりはありません。

望月FP 社会保険労務士事務所 所長

厚子 (もちづき あつこ)

社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー (CFP)。個人および法人の相談業務、労働・社会保険に関するコンサルティング業 務、新聞・雑誌等への執筆、各種セミナー講師を務める。日本年金機構の年金事務所にて年金相談業務に携わる。専門職後見人。



現在Eさんが扶養している妻Y子さんが社会保険に新規加入するケースを見てみましょう。

パートタイマーとして働いている妻が私の扶養を外れて社会 保険に加入すると保険料負担や給付はどう変わりますか。

妻はパートタイマーとして働いており、現在は私の被扶養者となって いますが、今秋から社会保険に加入する予定です。保険料負担や給付 はどう変わるのでしょうか。

●Eさんの妻Y子さん(50歳女性。東京都在住。健康保険の被扶養者。20歳から国民年金 に加入し、結婚後は第3号被保険者として加入。今秋から標準報酬月額8.8万円、賞与な し。厚生年金保険・健康保険に60歳になるまで10年加入予定。)



STEP 1 厚生年金保険料の負担と受けられる給付

Y子さんの給与88.000円の場合、月額社会保険料=健康保険料5.095円(令和6年度協会けんぽ東京都) +厚生年金保険料8.052円=13.147円です。社会保険に加入すると、健康保険の保険給付が拡充した り、将来の年金額(老齢厚生年金)が増えたりします。例えば、厚生年金保険への加入によって、国 民年金(老齢基礎年金)に加えて、在職中の給与の額と被保険者期間に基づいて計算される「報酬比 例」部分の老齢厚生年金を受け取ることができます。厚生年金保険に10年間加入し、毎月約8.052円 の保険料を納めた場合、将来受け取る年金額は月額4,400円増えます。さらに、一定の条件を満たし た場合、障害厚生年金(厚生年金保険の加入期間中に、万一、障害がある状態になった場合、障害基 礎年金の他に支給)や遺族厚生年金の対象となることもあります。

STEP 2 健康保険料の負担と受けられる給付

健康保険の給付の内容は、各健康保険制度共通で、基本的に本人(被保険者)・家族(被扶養者)で差 はありませんが、傷病手当金や出産手当金についての差が生じます。健康保険に加入していると、病 気やけが、出産などで仕事を休まなければならない場合には、傷病手当金〔療養のため働くことがで きないときは、その働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができな い期間(最長1年6ヵ月間)} や出産手当金 {被保険者が出産のために会社を休み、報酬が受けられな いときに、産前42日(多胎妊娠は98日)・産後56日までの間}として、給与の3分の2程度の給付金を 受け取ることができます。



ポイントチェック

106万円の壁を超えた場合、パートタイマーなど今ま でと同じ時間働いても、新たに社会保険料を負担するた め、手取り収入が減ることになります。このため、労働 時間を減らす「就業調整」を行うことが多く見受けられ ます。 ところが、就業調整を行うことで、労働者の手取 り収入が減る、企業の働き手不足が一段と深刻化するな どの問題が発生します。そこで、令和5年10月に導入さ れた、『年収の壁・支援強化パッケージ』では、「年収の壁」

を意識せずに働ける環境づくりを支援するため、「年収 の壁」を超えても手取り収入が減らないようにするため 労働者を雇用する事業主向けに、キャリアアップ助成金 「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました。 年収106万円を超えて働くなどして新たに社会保険適用 となった労働者の収入を増加する取り組みを行った事業 主に対して助成されます。